

議案第 4 5 号

羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例の
制定について

羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 3 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

一般職の職員に支給する退職手当の額の引下げとの均衡を考慮し、羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当について、その額を減額して支給することとするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

この条例の施行の日に在職する羽曳野市教育委員会の教育長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。